

おも とりくみじょうきょう
主な取組 状 況 について

I れいわ ねん おも とりくみじょうきょう がついこう よてい
令和6年度の主な取組 状 況 (10月以降は予定)

じ き 時期	しみんどう たいしやう とりくみ 市民等を対象とした取組	ししよくいん 市職員を たいしやう 対象とした とりくみ 取組	しょうがいしゃ 障がい者 さべつかいしやうしえん 差別解消支援 ちいききやうぎかい 地域協議会
れいわ ねん 令和6年 がつ 4月	じぎやうしや ごうりてきはいりよ ていきやうそくしん かか 「事業者による合理的配慮の提供促進に係る じよせいせいど ほーむ ペー じ しゅうち 助成制度」のホームページによる周知		
がつ 5月	じぎやうしや ごうりてきはいりよ ていきやうそくしん かか ・「事業者による合理的配慮の提供促進に係る じよせいせいど どう こうほう ぎょう き じけいさい 助成制度」等のたま広報(5/20号)への記事掲載		
がつ 7月			きやうぎかい 協議会
がつ 10月	あきいこう た ま し ふくしこうりゅうかい しやう しや ・秋以降、多摩市福祉交流会「障がい者とともに ひとときの和」(しょうがっこう へ の 出前授業)の開催	ししよくいんけんしゅう 市職員研修 (しょうがいふくしか 障害福祉課 主催)	
がつ 12月	しょうがいしゃしゅうかん じんけんしゅうかん とりくみ 障害者週間・人権週間における取組 (・たま広報(11月5日号)での周知 ・みんなの美術作品展 ・映画上映、講演会 ・図書館での企画展示)		
れいわ ねん 令和7年 がつ 2月		ししよくいんけんしゅう 市職員研修 (じんじかしゅさい 人事課主催)	
がつ 3月	じぎやうしや ごうりてきはいりよ ていきやうとうじれいしゅう ・事業者による合理的配慮の提供等事例集の こうひやう 公表		きやうぎかい 協議会

II おも とりくみ 主な取組について

1 こどもむ しさく 子ども向け施策

(1) こころつなぐ・はんどぶつく（わかりやすい版）の活用

多摩市に住んでいる障がい当事者の声をまとめた「こころつなぐ・はんどぶつく」をわかりやすくまとめたもの（令和5年3月発行）。子どもの頃からの障害理解を広げることを目的とし、主に小学校4年生を対象とした内容としている。

はんどぶつくは、令和5年5月に、市公式ホームページ等で公表している。市立小・中学校の全児童・生徒に配布されているタブレット端末から見られるようにした。また、令和6年5月に、校長会で配布し周知を図った。

(2) 障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業

（多摩市福祉交流会「障がい者とともにひとときの和」・「福祉体験学習」）

多摩市福祉交流会「障がい者と共にひとときの和」は、毎年、小学校2校を輪番制で訪問し、体育館で体験会（車いす体験・手話・点字の学習等）などを実施していたが、令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で中止していた。令和5年度より再開。

令和5年6月に、市立豊ヶ丘小学校3・4年生を対象に開催し、令和6年2月に、市立多摩第三小学校で開催した。令和6年度も継続的に実施予定。

今後は、開催方法などの見直しの検討とともに、更なる子どもの頃からの理解促進を図るため、多摩市社会福祉協議会（多摩ボランティア・市民活動支援センター）による小・中学校への出前授業（福祉体験学習）を推進するための取組を行う。

2 しぎょうしゃむ しさく 事業者向け施策

(1) 市役所における合理的配慮の提供・改善事例の公表

事業者による合理的配慮の提供に際し、参考としていただくため、令和5年3月に、市役所における合理的配慮の提供・改善事例を市の公式ホームページで公表した。「わかりやすい情報発信」「障害特性に応じた窓口対応」「利用しやすい公共施設」「誰もが安心して参加できるイベント」「障がい当事者の参画」に分類し、それぞれの取組事例を掲載している。

(2) 事業者による合理的配慮の提供促進に係る助成制度

物販店舗、飲食店、サービス店舗などで、店舗のバリアフリー化や、障がいのある方とのコミュニケーションツール作成など合理的配慮を提供するための費用を助成する制度。

令和4年6月から開始し、これまで飲食店などから問合せ17件、助成15件の実績があった（令和6年3月末時点。段差解消工事、手すり設置工事等）。

令和6年4月から障害者差別解消法の改正法が施行され、事業者による合理的配慮の提供

が義務化されることも踏まえ、令和6年度以降も継続する。この制度については、市公式ホームページへの掲載等で周知を行った。また、令和6年5月20日号のたま広報で継続実施について周知を行っており、引き続き周知に向けた取組を行っていく。

3 障害者週間（12月3日～9日）における取組

令和6年度は、たま広報（11月5日号）での周知、美術作品展、講演会、図書館本館での企画展示等を実施する予定。

美術作品展は、多摩市の魅力の創出・発信・実践に取り組む「多摩市若者会議」との協働により、障害の有無にかかわらず、誰もが参加できる「みんなの美術作品展」として、パルテノン多摩市民ギャラリー等で開催する予定。また今年度から、展示した作品を開催後に市内他会場へ巡回展示することも予定している。

講演会は、平和・人権課との連携により、聖蹟桜ヶ丘のヴィータホールにおいて映画上映や人権に関するパネル展示と共に開催する予定である。

4 市職員研修

令和6年10月に、入庁2年目職員を対象に、多摩市権利擁護専門部会の委員等を講師に招き、法・条例の概要、障害特性の理解、窓口対応のポイントなど、職員対応要領に基づく適切な対応を取る上で必要となる、基礎的な知識を習得することを目的に実施する予定。

令和7年2月に、人事課主催により、主任・主事級職員を対象として、障がいのある職員を職場全体で支援する体制づくりのため「障害理解促進・障がい者雇用支援研修」を実施する予定。

5 職員対応要領の改定

令和6年4月から障害者差別解消法の改正法が施行されることを受け、令和6年3月に「多摩市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を改正した。

6 デジタル障害者手帳アプリ「ミライロID」の適用に向けて

デジタル障害者手帳アプリ「ミライロID」は、紙又はカード形式の障害者手帳の情報をスマートフォンに登録後、アプリの画面を提示することで、手帳の代替とすることができるものである。このアプリの活用により、施設のバリアフリー情報の入手や施設の割引が受けやすくなるなど利便性の向上が期待できる。令和6年10月開始を目途に調整中であり、たま広報等で周知する予定。

7 わかりやすい情報提供

今後、他の自治体の取組も参考にしながら、知的障がいのある方向けのわかりやすい版の発行、絵や図を入れたわかりやすい情報提供、市役所の案内表示の改善等の取組を検討していく。